

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

㈱ウォーターダイレクトの新株予約権無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、㈱ウォーターダイレクトは、平成28年5月11日現在の同社株主に対して、普通株式1株につき1個の割合にて同社新株予約権を無償で割当てることといたしましたが、貸借取引における当該権利の処理につきましては、「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」（以下「権利処理要領」という。）に基づき東京証券取引所（以下「東証」という。）と協議のうえ、下記のとおり実施することといたしましたのでご通知申し上げます。

なお、当社から引受申込を行った貸借取引参加者および入札により落札した貸借取引参加者（以下「引受・落札貸借取引参加者」という。）への新株予約権の引渡しならびに入札により落札した貸借取引参加者から顧客への新株予約権の引渡しにあたりましては、それぞれ㈱ウォーターダイレクト取締役会による譲渡承認決議を受ける必要がありますことから、あらかじめ同社に対して当該手続きが円滑に行われるよう協力を要請し、ご理解をいただいております（下記1 2. 参照）。

敬 具

記

1. 新株予約権が割当てられる銘柄および割当基準日等（注1）

| 銘柄 (コード) | 割当基準日 | 新株予約権の割当 | 発行価額 | 行使価額 | 行使期間 | 最低引受株数 (親株ベース) |
|------------------------------------|--------------|--|------|------|---|-------------------|
| ㈱ウォーター ダイレクト (2588) (注2)(注3) | 5月11日 (水) | ㈱ウォーターダイ レクト株式1株につき 新株予約権1個 (注4) | 無償 | 507円 | 平成28年7月4日～ 平成28年7月29日 (行使は行使期間中に一度限り) | 100株 |

(注) 1. 新株予約権の詳しい内容につきましては、㈱ウォーターダイレクト発表の「新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ（平成28年4月15日付）」等に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

2. 引受申込においては㈱ウォーターダイレクト株式の銘柄コード（2588）を使用し、権利入札申込においては㈱ウォーターダイレクト第5回新株予約権の当社指定コード（25886）を使用してください。

3. ㈱ウォーターダイレクトは貸借融資銘柄

4. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株です。

2. 融資利用貸借取引参加者の新株予約権引受申込み 5月6日(金)午後4時より
日証金ネットの「新株引受申込」画面からお申込み下さい。
(ご注意) 制度信用取引においては、譲渡につき制限を行っている新株予約権について、顧客による引受はできない取扱いとなっています。

3. 引受によって全個消化した場合の取扱いについて
引受により全個消化した場合には、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」1に定める算式により算出した価格を権利処理価額とすることとします。

4. 入札の場合の発表日時 5月9日(月)午前8時30分
入札個数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証 Target 内日証金サイトによりご案内いたします。

5. 入札日時および方法 5月9日(月) 午前11時30分～午前12時00分(時間厳守)
日証金ネットの「権利入札申込」画面(割当区分：社分)または「権利入札申込(FD用)」画面からお申込み下さい。

6. 入札の申込み個数
新株予約権 100個(日証金ネットの画面上は100株)を1単位としますので、その整数倍でお申込みください。

7. 入札値段の申込み単位 10銭

8. 入札値段の取扱いについて

入札対象が上場を予定している新株予約権の場合、入札日午前立会における普通株式の最終価格から普通株式1株を取得するための行使価額を控除した価格の上下一定の範囲内(最終価格の上下7%の範囲内)の値段による入札を採用することとしておりますが、今回は入札対象が非上場の新株予約権であることなどから、当該取扱いは適用しないことといたします。ただし、当該権利入札におきましても、東証と協議のうえ、不相当と認められる価格による入札については除外することがあります。

9. 入札によって全個消化しなかった場合の特別な取扱いについて

上記4.による入札後の不足個数について、再入札を行います(再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。)が、再入札によっても全個消化しなかった場合でも、「権利処理要領」別表「権利処理価額算出に関する表」2に定める算式により権利処理価額を算出することとします。この場合、未処分部分については、落札総代金に含めませんが、落札個数には含めて落札平均価格を算出します。

10. 新株予約権引受・落札代金払込日

5月12日(木)

1.1. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる5月9日(月)に取引所における最終値段がない場合には、前日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額(取引所が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切捨てる。)を権利落日の貸借値段といたします。

1.2. 新株予約権の引渡し方法

- ① 当社は、平成28年5月中旬、新株予約権証券の発行請求を行うとともに、新株予約権を当社から引受・落札貸借取引参加者に引渡すための譲渡承認請求を行います。
なお、新株予約権証券は、原則として引受・落札貸借取引参加者1社につき1枚発行されますが、入札により落札した顧客に引渡す新株予約権証券については、当該顧客1名につき1枚発行することが可能ですので、5月12日までに当社まで書面にてお申し出下さい。
- ② 当社は、㈱ウォーターダイレクト取締役会において上記①にかかる譲渡が承認され、新株予約権証券を同社より受領次第、当社決済管理部窓口にて権利預り証と引き換えに当該新株予約権証券を引受・落札貸借取引参加者にお引渡しいたします。
- ③ 引受・落札貸借取引参加者は、㈱ウォーターダイレクトに対して新株予約権証券を提出し、新株予約権原簿の名義を当社の名義から引受・落札貸借取引参加者の名義に書き換える手続きを行う必要があります。当該名義書換手続きが完了次第、新株予約権の権利行使に際し必要となる行使請求書が引受・落札貸借取引参加者に対し、直接送付されます。

(ご注意) 入札により落札した貸借取引参加者は、当社から新株予約権証券の引渡しを受けた後さらにこれを顧客に引き渡す場合、それぞれ㈱ウォーターダイレクトに対する譲渡承認請求を行って、同社取締役会による譲渡承認決議を受ける必要があります。また、当該顧客においてはそれぞれ㈱ウォーターダイレクトに対する新株予約権原簿の名義書換手続きを行う必要がありますが、名義書換手続きの完了日は権利行使期間の初日(平成28年7月4日)以後となる可能性があります。(名義書換が完了するまで㈱光通信による公開買付への応募および新株予約権の行使請求を行うことは出来ません。特に㈱光通信による公開買付への応募は間に合わないことが考えられますのでご注意ください)。

以 上